

水防法改正に伴う、想定し得る最大規模の外力に対応した洪水浸水想定区域等のあらたな公表について

平成29年3月29日発表
筑後川河川事務所

●近年の水災害の激甚化

- 近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、**想定を超える大規模な氾濫、水害の激甚化**が懸念されます。このため、施設計画を超える豪雨が発生した場合など「**最悪の事態**」を**想定**して、人命を守るとともに、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが必要となっています。

●水防法改正の概要（平成27年5月改正）

- このような背景の中、平成27年5月に水防法が改正され、現行の河川整備の将来目標とする「計画規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域に、今回、「**想定し得る最大規模**」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を、**あらたに追加で公表**することとなりました。

《参考》矢部川の計画規模の降雨	249mm/9時間	【今回公表】
矢部川の想定し得る最大規模の降雨	533mm/9時間	【今回公表】
筑後川の計画規模の降雨	521mm/48時間	【平成28年6月10日公表済】
筑後川の想定し得る最大規模の降雨	810mm/48時間	【平成28年6月10日公表済】

●新しい情報の公表について

- 今回、筑後川河川事務所では上記の「**想定し得る最大規模**」の降雨に対応した矢部川水系の新しい「**洪水浸水想定区域図**」を**公表**致します。
- また、洪水時に避難が困難となる浸水深50cmを上回る時間の目安を示し、立ち退き避難（水平避難）の要否の判断に有用な情報となる「**浸水継続時間**」もあわせて、**初めて公表**します。
- さらに、一定の条件下において、家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される「**家屋倒壊等氾濫想定区域**」もあわせて、**初めて公表**します。浸水深の情報とあわせ、自治体では、「早期の立ち退き避難が必要な区域」としてハザードマップに表示することとなります。
- 洪水浸水想定区域図を公表することにより、住民の皆さんに、**水害の危険性に対する理解**を深めて頂くとともに、市町村においてハザードマップの見直し等を進めて頂き、**適切な避難勧告等の発令や住民等の主体的な避難などの取組**が期待されます。

今後、自治体のハザードマップの作成支援や、減災のための取組について、関係自治体等と連携し対応を行っていきます。

●水防災意識社会 再構築に向けた取組について

- 国土交通省では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に取り組んでいるところであり、今回の公表はそのソフト対策の一つです。
- また、平成24年7月九州北部豪雨災害及び平成27年9月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、気象台、水資源機構、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、減災対策協議会を設立しました。
- 平成28年度の協議会では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組、現状の水害リスク情報や取組状況等について意見交換を行い、減災のための取組方針が策定されました。

○第1回 矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会
(平成28年5月13日開催)

○第2回 矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会
(平成28年8月10日開催)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/gensaikyougikai/gensaikyougikai160513.html>

○第1回 筑後川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
(平成28年5月16日開催)

○第2回 筑後川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
(平成28年8月18日開催)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/gensaikyougikai/gensaikyougikai160516.html>

○第1回 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
(平成28年5月2日開催)

○第2回 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
(平成28年8月16日開催)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/gensaikyougikai/gensaikyougikai160502.html>